

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正について
藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部を次のように改正する。

2005年(平成17年)1月14日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成17年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例の一部改正に伴い、八ヶ岳野外体験教室の管理の業務を指定管理者に行わせる必要による。

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 數野 隆人

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則（平成4年藤沢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条第3号中「若しくは中学部（以下「小，中学校」という。）」を「，中学部若しくは高等部（以下「小，中学校等」という。）」に改め、同条第4号中「掲げるもの」を「掲げる者」に改める。

第6条を削り、第5条中「5泊6日」を「3泊4日」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1号ア中「小，中学校」を「小，中学校等」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「（休館日）」に改め、同条第1項中「休所日」を「休館日」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第11条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

第3条を第4条とし、同条の前に次の1条を加える。

（使用できる期間）

第3条 野外体験教室の宿泊施設を使用できる期間は、次の表のとおりとする。

宿泊施設	使用できる期間
本館（管理棟）宿泊室	1月1日から12月31日まで

宿泊棟	編笠山，権現岳	4月1日から10月31日まで
	西岳，赤岳，阿弥陀岳，横岳，硫黄岳，天狗岳	
テント		6月1日から8月31日まで

第11条中「使用承認」を「使用許可」に，「教育委員会」を「指定管理者」に改め，同条を第12条とする。

第10条第5号中「教育委員会」を「指定管理者」に改め，同条を第11条とする。

第9条の見出しを「（利用料金の減免基準等）」に改め，同条第1項中「第6条」を「第10条」に，「使用料」を「利用料金」に改め，同項第1号を次のように改める。

- ・ 市が共催する行事等のために使用する場合 5割

第9条第1項第2号中「前号に掲げるもの」を「前2号に掲げる場合」に改め，同号を第3号とし，第1号の次に次の1号を加える。

- ・ 国又は神奈川県が使用する場合 5割

第9条第2項中「第6条」を「第10条」に，「使用料」を「利用料金」に改め，同項第1号中「市」を「教育委員会又は市」に改め，同項第2号中「その介護者」の次に「（該当する者1人につき1人に限る。）」を加え，第2号の次に次の1号を加える。

- ・ 前2号に掲げる場合のほか，教育委員会が特別な理由があると認めた場合

第9条第3項中「第6条」を「第10条」に，「使用料」を「利用料金」に，「免除を受けようとするものは，備付けの申請書により教育委員会」を「免除を受けようとする者は，野外体験教室利用料金減免申請書により指定管理者」に改め，同条第4項中「教育委員会」を「指定管理者」に，「文書」を「野外体験教室利用料金減免許可書」に改め，「前項の申請があったときは，」の次に「速やかに」を加え，同条を第10条とする。

第8条の見出し中「入所」を「入館」に改め，同条中「使用承認を」を「使用許

可を」に，「入所」を「入館」に，「使用承認書及び使用料を納付したことを証する書面」を「使用許可書」に改め，同条を第9条とする。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め，同条中「第5条第1項」を「第9条第1項」に，「使用料」を「利用料金」に，「使用承認」を「使用許可」に改め，同条を第8条とし，第6条の次に次の1条を加える。

（使用申請手続）

第7条 条例第6条第2項の規定による使用の許可の申請は，教育委員会が別に定める期間内に，野外体験教室使用申請書を指定管理者に提出して行うものとする。

2 指定管理者は，前項の申請書が提出されたときは，速やかに内容を審査してその適否を決定し，その結果を野外体験教室使用許可書（以下「使用許可書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

本則に次の2条を加える。

（取消料）

第13条 指定管理者は，あらかじめ教育委員会の承認を得て，使用の取りやめに係る取消料について，別に定めることができる。

（書類の様式）

第14条 この規則の規定により必要とする書類の様式は，あらかじめ教育委員会の承認を得て，指定管理者が別に定める。

別表（第6条関係）及び備考を削る。

附 則

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則新旧対照表

改正案	現行	備考									
<p>藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則 平成4年3月19日 教委規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例(平成3年藤沢市条例第18号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。 (児童生徒以外の使用者の範囲)</p> <p>第2条 条例第5条第2項の規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市民</p> <p>(2) この市の区域内(以下「市内」という。)に勤務先を有している者又は市内に存する学校に通学している者</p> <p>(3) 小学校、中学校若しくは中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾ろう学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部(以下「小、中学校等」という。)で、神奈川県内の区域内(市内を除き、以下「県内」という。)に存するものにおける教育のために藤沢市八ヶ岳野外体験教室(以下「野外体験教室」という。)を使用する者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が認める者 (使用できる期間)</p> <p>第3条 野外体験教室の宿泊施設を使用できる期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="255 1066 1032 1254"> <thead> <tr> <th colspan="2">宿泊施設</th> <th>使用できる期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">本館(管理棟)宿泊室</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>宿泊棟</td> <td>編笠山、権現岳</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	宿泊施設		使用できる期間	本館(管理棟)宿泊室		1月1日から12月31日まで	宿泊棟	編笠山、権現岳		<p>藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則 平成4年3月19日 教委規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例(平成3年藤沢市条例第18号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。 (児童生徒以外の使用者の範囲)</p> <p>第2条 条例第4条第2項の規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市民</p> <p>(2) この市の区域内(以下「市内」という。)に勤務先を有している者又は市内に存する学校に通学している者</p> <p>(3) 小学校、中学校若しくは中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部(以下「小、中学校」という。)で、神奈川県内の区域内(市内を除き、以下「県内」という。)に存するものにおける教育のために藤沢市八ヶ岳野外体験教室(以下「野外体験教室」という。)を使用する者</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が認める者</p>	
宿泊施設		使用できる期間									
本館(管理棟)宿泊室		1月1日から12月31日まで									
宿泊棟	編笠山、権現岳										

	西岳，赤岳， 阿弥陀岳，横 岳，硫黄岳， 天狗岳	4月1日から10月31日まで
テント		6月1日から8月31日まで

(休館日)

第4条 野外体験教室の休館日は，3月26日から4月4日まで，4月29日から5月5日まで，7月21日から8月31日まで及び12月29日から翌年の1月4日までの期間を除く月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日¹に当たる場合はその翌日)とする。

2 前項の規定にかかわらず，指定管理者(条例第11条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は，必要があると認めるときは，教育委員会の承認を得て，休館日に開館し，又は開館日に休館することができる。

(入退館時間)

第5条 野外体験教室の宿泊施設の入退館時間は，次のとおりとする。

- (1) 入館時間 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じそれぞれア又はイに定める時間
- ア 市内又は県内に存する小，中学校等における教育のために野外体験教室を使用する場合 午後1時
- イ アに掲げる場合以外の場合 午後3時
- ・ 退館時間 午前10時

(1回の使用日数)

第6条 野外体験教室の使用は，1回につき3泊4日以内とする。ただし，指定管理者が認めた場合は，この限りでない。

(使用申請手続)

(休所日)

第3条 野外体験教室の休所日は，3月26日から4月4日まで，4月29日から5月5日まで，7月21日から8月31日まで及び12月29日から翌年の1月4日までの期間を除く月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日¹に当たる場合はその翌日)とする。

2 教育委員会は，必要があると認めるときは，前項の規定にかかわらず，休所日に開所し，開所日に休所することができる。

(入退館時間)

第4条 野外体験教室の宿泊施設の入館及び退館の時間は，次のとおりとする。

- (1) 入館時間 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じそれぞれア又はイに定める時間
- ア 市内又は県内に存する小，中学校における教育のために野外体験教室を使用する場合 午後1時
- イ アに掲げる場合以外の場合 午後3時
- (2) 退館時間 午前10時

(1回の使用日数)

第5条 野外体験教室の使用は，1回につき5泊6日以内とする。ただし，教育委員会が認めた場合は，この限りでない。

(使用手続)

第7条 条例第6条第2項の規定による使用の許可の申請は、教育委員会が別に定める期間内に、野外体験教室使用申請書を指定管理者に提出して行うものとする。

2 指定管理者は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を野外体験教室使用許可書(以下「使用許可書」という。)により当該申請者に通知するものとする。

(利用料金の納付方法)

第8条 条例第9条第1項の規定による利用料金の納付は、使用許可の際に指定された方法により行わなければならない。

(入館手続)

第9条 使用許可を受けた者が野外体験教室に入館するときは、使用許可書を職員に提示しなければならない。

(利用料金の減免基準等)

第10条 条例第10条の規定により減額する利用料金の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1) 市が共催する行事等のために使用する場合 5割
- (2) 国又は神奈川県が使用する場合 5割

・ 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合

2 条例第10条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 教育委員会又は市が使用する場合
- (2) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者(該当する者1人につき1人に限る。)が使用する

第6条 市内に存する小、中学校が使用する場合、市が使用する場合及び市が共催又は後援する行事等のために使用する場合における使用手続については、別に定める。

2 前項に規定する場合以外の場合において、野外体験教室の使用承認を受けようとする者は、別表に掲げる宿泊施設の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる期間内に、備付けの申請書により教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、使用承認をしたときは、使用承認書を申請者に交付するものとする。

(使用料の納付方法)

第7条 条例第5条第1項の規定による使用料の納付は、使用承認の際に指定された方法により行わなければならない。

(入所手続)

第8条 使用承認を受けた者が野外体験教室に入所するときは、使用承認書及び使用料を納付したことを証する書面を職員に提示しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 条例第6条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1) 次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割
 - ア 市が共催する行事等のために使用する場合
 - イ 国又は神奈川県が使用する場合
 - ウ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。)

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合

2 条例第6条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市が使用する場合
- (2) 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者が使用する場合

場合

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 12 条第 3 項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

・ 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

3 条例第 10 条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、野外体験教室利用料金減免申請書により指定管理者に申請しなければならない。この場合において、当該利用料金の減額又は免除を受けようとする者が前項第 2 号に規定する者であるときは、当該者は、その者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示しなければならない。

4 指定管理者は、前項の申請があつたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を野外体験教室利用料金減免

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 12 条第 3 項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

3 条例第 6 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、備付けの申請書により教育委員会に申請しなければならない。この場合において、当該使用料の減額又は免除を受けようとする者が前項第 2 号に規定する者であるときは、当該者は、その者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示しなければならない。

4 教育委員会は、前項の申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を文書により当該申請者に通知するも

許可書により当該申請者に通知するものとする。

(使用の際守るべき事項)

第 11 条 使用者は、野外体験教室の使用に当たつて、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく壁、柱、扉、樹木等にポスター、看板、旗、幕その他これらに類するものを掲げ、若しくははり付け、又はくぎ類を打ち付けないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) 植物を採取し、又は損傷しないこと。
- (4) 鳥獣、虫類を捕獲し、又は殺傷しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(使用の取りやめの届出)

第12条 使用許可を受けた者が野外体験教室の使用を取りやめるときは、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(取消料)

第 13 条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、使用の取りやめに係る取消料について、別に定めることができる。

(書類の様式)

第14条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成 4 年 6 月 30 日から施行する。ただし第 6 条、第 7 条及び第 9 条の規定は、平成 4 年 4 月 20 日から施行する。

附 則(平成 9 年教委規則第 5 号)

この規則は、平成 10 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年教委規則第 8 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年教委規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 3 号の改正規定中中等教育学校の前期課程に係る部分は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 2 号)

のとする。

(使用の際守るべき事項)

第 10 条 使用者は、野外体験教室の使用に当たつて、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく壁、柱、扉、樹木等にポスター、看板、旗、幕その他これらに類するものを掲げ、若しくははり付け、又はくぎ類を打ち付けないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) 植物を採取し、又は損傷しないこと。
- (4) 鳥獣、虫類を捕獲し、又は殺傷しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の指示に従うこと。

(使用の取りやめの届出)

第 11 条 使用承認を受けた者が野外体験教室の使用を取りやめるときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成 4 年 6 月 30 日から施行する。ただし第 6 条、第 7 条及び第 9 条の規定は、平成 4 年 4 月 20 日から施行する。

附 則(平成 9 年教委規則第 5 号)

この規則は、平成 10 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年教委規則第 8 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年教委規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 3 号の改正規定中中等教育学校の前期課程に係る部分は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 2 号)

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則の施行の際、藤沢市八ヶ岳野外体験教室の使用について改正前の藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の規定により既に使用承認を受け、かつ、その使用料を納付している者の使用料については、改正後の藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成 14 年教委規則第 11 号)</p> <p>1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の第 9 条の規定は、この規則の施行の日以後に受けた使用の許可に係る藤沢市八ヶ岳野外体験教室の宿泊施設の使用料について適用し、同日前に受けた使用の許可に係る藤沢市八ヶ岳野外体験教室の宿泊施設の使用料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成 15 年教委規則第 5 号)</p> <p>この規則は、平成 16 年 1 月 5 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 16 年教委規則第 号)</p> <p><u>この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>別表(第 6 条関係)</p>	<p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則の施行の際、藤沢市八ヶ岳野外体験教室の使用について改正前の藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の規定により既に使用承認を受け、かつ、その使用料を納付している者の使用料については、改正後の藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成 14 年教委規則第 11 号)</p> <p>1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の第 9 条の規定は、この規則の施行の日以後に受けた使用の許可に係る藤沢市八ヶ岳野外体験教室の宿泊施設の使用料について適用し、同日前に受けた使用の許可に係る藤沢市八ヶ岳野外体験教室の宿泊施設の使用料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成 15 年教委規則第 5 号)</p> <p>この規則は、平成 16 年 1 月 5 日から施行する。</p> <p>別表(第 6 条関係)</p>	

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則新旧対照表

改正案						現行						備考			
宿泊施設		部 屋 数	使 用 可 能 な 人 数	使用できる 期間	使用承認決 定方法	使用承認申請期間	宿泊施設		部 屋 数	使 用 可 能 な 人 数	使用できる 期間		使用承認決 定方法	使用承認申請期間	
本館	宿泊室	8	40	4月1日～7月20日	抽選(3月実施)	毎年2月20日まで	本館	宿泊室	8	40	4月1日～7月20日	抽選(3月実施)	毎年2月20日まで		
				9月1日～3月31日	抽選(2月実施)	毎年2月10日まで					7月21日～8月31日	抽選(2月実施)	毎年2月10日まで		
宿泊棟	編笠山	6	42	4月1日～7月20日	抽選(3月実施)	毎年2月20日まで	宿泊棟	編笠山	6	42	4月1日～7月20日	抽選(3月実施)	毎年2月20日まで		
	権現岳	6	42	7月21日～8月31日	抽選(2月実施)	毎年2月10日まで		権現岳	6	42	7月21日～8月31日	抽選(2月実施)	毎年2月10日まで		
	西岳	6	42	4月1日～7月20日	抽選(3月実施)	毎年2月20日まで		西岳	6	42	4月1日～7月20日	抽選(3月実施)	毎年2月20日まで		
				9月1日～10月31日										抽選(3月実施)	毎年2月20日まで
				9月1日～10月31日											
	横岳	6	42	7月21日～8月31日	抽選(2月実施)	毎年2月10日まで		横岳	6	42	7月21日～8月31日	抽選(2月実施)	毎年2月10日まで		
	硫黄岳	6	42	7月21日～8月31日	抽選(2月実施)	毎年2月10日まで		硫黄岳	6	42	7月21日～8月31日	抽選(2月実施)	毎年2月10日まで		
	天狗岳	6	42					天狗岳	6	42					
	テント	18	126	6月1日～9月30日	抽選(2月実施)	毎年2月10日まで		テント	18	126	6月1日～9月30日	抽選(2月実施)	毎年2月10日まで		

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>備考</p> <p>1 「ゴールデンウィーク」とは、4月20日(同月28日が日曜日に当たるときは、同日)から5月5日(同月6日が日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、同日)までの期間をいう。</p> <p>2 「年末年始」とは、12月29日から翌年の1月3日までの期間をいう。</p> <p>3 抽選後の空室については、毎年3月1日から使用日5日前まで申請の都度決定する。</p>	<p>備考</p> <p>1 「ゴールデンウィーク」とは、4月29日(同月28日が日曜日に当たるときは、同日)から5月5日(同月6日が日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、同日)までの期間をいう。</p> <p>2 「年末年始」とは、12月29日から翌年の1月3日までの期間をいう。</p> <p>3 抽選後の空室については、毎年3月1日から使用日5日前まで申請の都度決定する。</p>	